

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(令和2年2月13日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、蓮田市建設工事請負契約約款第10条第2項及び第3項に規定する「現場代理人の常駐義務」の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼動していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- 二 工事完成后、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- 三 工事の全部の施工を一時中止している期間
- 四 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(兼務を認める対象工事)

第3条 次の各号に掲げる条件をすべて満たす工事は、現場代理人を兼務することができるとする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。

- 一 国又は地方公共団体が発注した工事であるもの
- 二 次のいずれかの条件を満たす工事であるもの
 - ア 当初請負契約額が4,500万円未満（建築一式工事については9,000万円未満）の工事
 - イ 単価契約による工事
- 三 工事現場の相互距離が10km以内のもの

(兼務できる工事の件数について)

第3条の2 兼務できる工事の件数は合計で2件までとする。ただし、兼務する工事が全て本市発注工事の場合は合計で3件までとする。

(兼務を認める条件)

第4条 第3条に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- 一 発注者との連絡体制が確保されていること
- 二 必ずいずれかの工事現場に常駐していること
- 三 必要に応じて、現場代理人の指示のもとに現場での連絡や作業指示を行う者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと

(兼務を認める対象工事の明示)

第5条 第3条の兼務を認める対象工事を適用する場合には、入札公告又は入札指名通知等（以下、「入札公告等」という。）に記載し明示することを原則とする。

ただし、第3条の条件を満たしている工事で、入札公告等に記載していない場合には、「現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書（様式第1号）」による受注者からの照会により、適用の有無を回答するものとする。

(兼務の手続き)

第6条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、現在受注している工事が兼務可能であることを確認できる書類（入札公告等又は現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書）を添付して、各工事の発注者に「現場代理人の兼務届（様式第2号）」を提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書

【照会】

工事名	
工事箇所	
請負代金額	
現場代理人 氏 名	

上記工事は、現場代理人の兼務を認める工事であるか伺います。

年 月 日

受注者 住 所

氏 名

.....

【回答】

上記、現場代理人の兼務を（承認・不承認）とする。
不承認の場合の理由（)

年 月 日

蓮田市長

年 月 日

(あて先)
蓮田市長

受注者 住所
氏名

現場代理人の兼務届

工事名	
工事箇所	
現場代理人 氏 名	
現場代理人 連絡先	(緊急時)
	(上記以外の連絡先)

上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。

(現在受注している工事)

工事名	
工事箇所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
監督職員	(所属)
	(氏名)

注) 添付資料として、現在受注している工事について、兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告等又は現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書）を添付すること